

郷鉄工所「第三者委員会」が認定した、石川歩・長瀬隆雄ら役員の「違法行為」と「責任の所在」

倒産間近の末期的状態にあった近時の郷鉄工所では、会社の危機にどのように対応するかという点で、役員間でも意見の激しい対立があった。

中でも、社外取締役や監査役という企業統治の牽制役からは、石川歩、社長だった長瀬隆雄らの役員の経営手法に対する疑念が高まっていた。

さらに、資金繰りに困った郷鉄工所に入り込み、目先の高利のカネをぶらさげて、最終的に郷鉄工にとどめを刺したのは、松尾隆・田中晶雄親子の LUXRES インベストメントである。

郷鉄工所「第三者委員会調査報告書」が認定した、リッケン社との取引に関する役員の「責任の所在」

以前、入手した郷鉄工所の「第三者委員会調査報告書」（以下、報告書という）をもとにレポートしてきましたが、この報告書の終盤には、「責任の所在」という項目があり、各役員の行った行為について、「責任」がどこにあるのか？というのをまとめている。

よって、今回は、約 120 ページに及ぶ報告書が最終的に結論づけた「責任の所在」について、結論的な部分を中心に簡潔に引用し、整理する。

内容は、石川が主導した、リッケン社との太陽光事業に関する巨額損失に関する案件と、不動産取引に関する案件であるが、今回はこれまでお伝えした、リッケン社の案件に絞つて報告する。

巨額損失を出したリッケン社との太陽光事業に関与した役職員

- ※ X社 → リッケン社（破産申請済）
- 長瀬 → 長瀬隆雄（元社長）
- 石川 → 石川歩（元常務取締役・東京支店長）
- 樋田 → 樋田英貴（元取締役）
- 宮脇 → 宮脇一人（元取締役）
- 田中 → 田中桂一（元専務取締役）

報告書によると、関与した役員について以下のようになっている。

「X社案件について主導的な立場で関与したのは石川である。また、長瀬は、石川を招聘し、石川とともにX社案件を積極的に推進した。」

「また、長瀬、石川、樋田及び宮脇は、架空の仕入でありながら、資金調達目的で臨時支払申請書を作成もしくは承継し続けた。また、長瀬、石川及び田中は、X社案件における上記の本件確認書について、会計監査を通すためだけの目的で作成に関与している。」

リッケン社案件に関する役員の責任

「長瀬隆雄について」

※ G社 → 郷鉄工所

AA氏 → 若山浩人（元執行役員）

D氏 → 松尾隆（最後に、息子の田中晶雄と一緒に郷鉄工を食い散らかした男）

以下太字、報告書。

「上記のように、長瀬は石川とともにX社案件を積極的に推進し、主導的な役割を果たしており、その責任は重大である。特に、資金調達目的のために融通手形を乱発して発行することを許可し、X社に法定利率を超える手数料（利息）を受領させる一方、G社には多額の損害を生じさせており、その不当性は顕著である。

同人は、当委員会とのヒアリングにおいて、一部の不正に関与したことは認めたものの、本件の全容を明らかにしようとしたかった。」

報告書では、以上のように、リッケン社との不透明な資金取引を率先して行っていたことを認定し、長瀬が違法行為について認識していたことを証明するメールのやりとりを含め、次のように指摘している。

「長瀬自身がこれらの案件を含む不正行為に関わってきたことを十分認識していたと思われるることは、同人がG社役員ないし関係者に対して送信した下記のメールにも端的に表れている。

（長瀬がAA氏に宛てた電子メール）

送信日時：平成28年11月24日

内 容：今は役員全員がズタズタになっても会社を支える時ではないでしょうか、緊急事態なんです。理屈や道理で会社は救えません。わかって下さい。

（長瀬が田中に宛てた電子メール）

送信日時：平成28年12月19日

内 容：各位にお願い、現在の状況下での田中専務の資金繰り努力は厳しいものを感じます、私は田中専務の提案に賛成します。会社法より会社優先をお願いします（長瀬がD氏に宛てた電子メール）

送信日時：平成29年4月21日

内 容：今日の役員会で第三者委員会が決定する、私は欠席、そろそろ潮時と思ってい
る会社に未練はない、一生懸命支えてきたが……

（長瀬が田中に宛てた電子メール）

送信日時：平成29年4月22日

内 容：昨日の役員会で第三者委員会が決定した、私にも潮時が来た遅かった、
会社に未練はない、一生懸命支え40年貢献したつもり、ウルトラCはないの
か？

エ 以上から、長瀬が従業員の雇用を維持することを主たる目的として、本件不正行為に
及んでいることは理解できるものの、同人に善管注意義務違反が存することは明白であり、
到底これを是認することはできない。」

報告書では、以上のように長瀬の違法性について認定している。

「会社法より会社優先」というメールからも分かるとおり、上場企業の社長が率先して会
社ぐるみで、コンプライアンス違反行為を行っていたということである。

当然、株主に対する背信行為である。

「石川歩について」

同じく報告書では、石川について次のように認定している。

※A氏→山形光（リッケン社元常務・山形は石川歩と中学からの旧友）

「上記のように、石川は長瀬とともにX社案件を企図し、積極的に推進し、主導的な役割
を果たしており、その責任は重大である。特に、旧知の知り合いであったA氏が役員を務
めるX社に法定利率を超える手数料（利息）を受領させる一方、G社には多額の損害を生
じさせており、その不当性は顕著である。

同人は、当委員会とのヒアリングにおいて、一部の不正に関与したことは認めたものの、
その後、当委員会からの追加の確認のための連絡に応じようとせず、非協力的な態度をと
り続けている。」

違法な背任行為を積極的に推進する、「ガスエンジン発電機協会」代表理事・石川歩の危険性

表理事・石川歩の危険性

郷鉄工所第三者委員会の報告書は、弁護士・会計士計9人（うち補助者4人）により構成されている。時間等の制約があったにせよ、当然、いいかげんなものではない。

報告書において、石川は、

- ・自ら役員を務める上場企業に対し、一方的に損失を与える取引を「積極的に推進」したこと
- ・中学からのマブダチの山形光がいるリッケン社に、多額の違法な利益供与を行ったこと
- ・少なくとも、一部の不正に関与したことは、自ら認めたこと
- ・調査に非協力的なこと

を指摘され、「責任は重大」と評価されている。

このように、上場企業の役員としてどころか、一般的な零細企業の役員だったとしても、認められないような、違法な背任行為を「積極的に推進」するような人物が、経営者として資質を有しているとは、とても認められない。

上記の郷鉄工時代の件は、いずれ事件化するとみられている。

そんな石川は、現在、「一般社団法人ガスエンジン発電機協会」代表理事の職にあり、自民党の竹本直一議員とコラボして運営して、代理店料だかなんだかの名目でカネ集めをやっているようである。しかし、専門家集団から違法行為連発と認定され、刑事事件化の可能性が高い人物が創業し、代表理事に就任しているような協会が、遵法精神にのっとり、まともに運営しているとは考えにくいのではないか？

竹本議員だけではなく、議連の政治家の方々にも真剣に考えていただきたい。

最後に

松尾隆のブログによると、NFKホールディングス株式(6494)は、5,000円まで上がるそうです！（3/26現在214円）

松尾は、「NFKが潰れそうな時に助けた」というのが口癖のようですが、そうやって危ない上場企業に入り込んで食い散らかすのが仕事ですから、郷鉄工の次は、NFKをターゲットにし、株主利益に損害を与えることを繰り返す危険性は、とても高いです。

今年は、LUXRESインベストメント松尾隆&田中晶雄親子とNFKに注目です！

以上